

館林市次世代育成支援行動計画 後期計画

平成23年度進捗状況報告

館林市次世代育成支援行動計画の体系図

基本理念 自然と文化に包まれて 子ども・親・地域がともに育つまち

基本的な視点

- ・子どもの視点
- ・次代の親づくりという視点
- ・サービス利用者の視点
- ・社会全体による支援の視点
- ・仕事と生活の調和の実現の視点
- ・すべての子どもと家庭への支援の視点
- ・地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ・サービスの質の視点
- ・地域特性の視点

基本方針

具体的な施策

1 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育に関する意識向上と推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (4) 次代の親の育成
- (5) 出会い・交流の場の創造

4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

6 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実
- (4) 子育て支援情報の充実

◆平成23年度次世代育成支援行動計画進捗状況

基本方針	平成23年度 計画事業数	評価A 達成	評価B 概ね達成	評価C 未達成	評価D 事業見直し	評価E 事業廃止	検討中	実施なし等	達成度 (評価A, B/事業数)
1 地域における子育ての支援	69	55	7	4	0	0	2	1	89.9%
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	37	34	2	1	0	0	0	0	97.3%
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	43	31	8	4	0	0	0	0	90.7%
4 子育てを支援する生活環境の整備	15	12	1	0	0	0	0	2	86.7%
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	18	8	4	4	0	0	2	0	66.7%
6 子ども等の安全の確保	9	9	0	0	0	0	0	0	100.0%
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	28	24	2	0	0	0	2	0	92.9%
合計	219	173	24	13	0	0	6	3	90.0%

各事業毎に、ABCDEの5段階で評価

◆特定事業の目標事業量・実施状況

事業名	事業内容	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	保護者が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童を、保護者にかわって保護養育するとともに、仕事と子育てを両立できるよう支援する事業です。	15園 定員数 1,660人	15園 定員数 1,660人	15園 定員数 1,660人
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等、やむを得ない理由により11時間の開所時間を超過して保育が必要な場合、保育を実施する事業です。	9園 1時間延長 7園 30分延長 2園	9園 1時間延長 7園 30分延長 2園	10園 1時間延長 8園 30分延長 2園
夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う夜間保育のニーズに対応するため、午前11時から午後10時までの11時間の開所を基本とする認可保育所で、児童の保護養育をする事業です。	検討	検討	需要の推移を見極めながら実施を検討
トワイライトステイ事業 (夜間養護等事業)	児童の保護者が仕事のため、帰宅がいつも夜間になる場合や学校の休日に不在となる場合に、児童養護施設、または保育士等を児童の自宅等に派遣して、生活指導や食事等を提供する事業です。	検討	検討	需要の推移を見極めながら実施を検討
休日保育事業	保護者が就労等のやむを得ない事由により、日曜・祝日等の休日において、児童を家庭で保育できない場合に、家族に代わって保護養育し、保護者の子育てを支援することを目的とする事業です。	検討	検討	1園
病児・病後児保育事業	病気の回復期にあるため集団保育等が難しい児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情によって家庭で保育が困難な児童（小学校低学年児童を含む）の保護養育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。	検討	1か所	需要の推移を見極めながら実施を検討
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	16か所	16か所	16か所
一時預かり事業	保護者のやむを得ない事情により、または心理的・身体的負担を軽減するため、保育園に入園していない児童を一時的に保護養育する事業です。	2園	2園	3園
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした事業です。	4か所 (センター型)	4か所 (センター型)	5か所 (センター型)
ファミリー・サポート・センター事業	援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員制で行う、地域での育児に関する相互援助活動事業です。	検討	検討	1か所
ショートステイ事業	保護者の疾病、出産、監護、事故等により児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で児童を一時的に保護養育する事業です。	検討	検討	需要の推移を見極めながら実施を検討